

るを云へり(元史兵志)即ちマルコ・ポロの記する處と能く合一するものなるを知る、かゝる牌にして若しその給與の數を多くせんか、弊害の生ずる處極まりなかるへし、されは之れか給與に至りては、深く意を用ゐたるなるへく、ポロは之れを諸大王に與へたりといふと雖、元史などには、それすら認むる能はず、使臣の外は之を受けしを記するなし、果してポロの言の如しとするも其數は極めて少數なりしを疑はざるなり、然れとも特に此牌を設けし所以に至りては彼の記す外また別に故あり、末節急遞鋪を述ふるに當りて之を明らかにせんとす、金字圓符なるものは或は元朝以前既に存したるに非ずやとも思はるれとも、當時之を行使したるを記するものあらざるを以て暫らく世祖の時に設けられたるものなりと見んとす、元史站赤篇に『遇軍務之急、則又以金字圓符爲信、銀字者次之』と記し、仁宗の皇慶二年の條には『六月中書省言、典瑞監(世祖の時に始めて置きたるものにし)掌金字圓牌及鋪馬聖旨三百餘道、至大四年凡聖旨、皆納之于翰林院、以金字圓符不敷、増置五十面、蓋圓牌遣使、初爲軍情大事而設、不宜濫給、自今求給牌面、不經中書省樞密院者、宜勿與、從之』といへり、即ち金字圓符の設けは、軍事緊急の要務を果たさんか爲にして、通常驛傳によるものと頗る其性質を異にせり、さきに至元十年九月の典章によりて、事の緊急緩慢に屬するものを相別ち、劄子に字號して使人の怠慢を防かんとせしを見しか、茲に定むる處を以て考ふれば、其緊急といふものもまた蓋し軍事以外の事に屬するもの、或は同様軍事に關するも、其間また緩急の差の存せしものなること明らかなりといふへし、要するにこれ緊急寸時も忽かせにすへからざるものなれば、之に附隨する特權も、假令史に明記する處なしと雖、他の諸牌のものに比して、頗るまさされるものありしや疑ふ可からず、されはこそ軍務緊急の使人にあらざるものも之を得んとして、終には其不足を生し、這般中書省の議あるに至りし